

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係/沖縄返還協定関係交渉：対米全般(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43404

沖縄に関する法律問題

秘
無野限

57.12.22
石垣島事件
I.I.(3)付

沖縄に関する法律問題

(佐藤ニクソン共同声明関係を除く)

昭和41年12月20日
条 約 局

I 沖縄の現状

1. 米国による施政権行使の根拠及び日本の潜在主権

(1) 桑港平和条約第3条により、

(1) 日本国は、沖縄を、米国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくための米国の提案に同意する義務を負い、

(2) 米国は、このような提案が行なわれ、かつ、可決されるまで沖縄及びその住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する。

(2) 主な法的問題点

(1) 米国が沖縄を信託統治に付する提案を行なうことは義務ではない。また、そのような提案をいつまでに行なわなければならぬというような期限はない。

(2) 「潜在主権」といふ言葉には、國際法上一定した定義はないが、いわゆる沖縄に対する「日本の潜在主権」とは桑港条約第3条により立法、司法、行政の三権の行使を米国に認めてもなお日本に残っている領土主権の根源的なものというほどの意味である。

具体的には沖縄は引き続き日本の領土の一部を構成し、その土地に居住する同胞は依然として日本国籍を保有しており、米国は沖縄を信託統治に付する提案を行なうこと以外の方法で沖縄の法的地位を変更することはでき

ないことを意味する。ただし、一方的放棄はこの限りでない。

(注) 「潜在主権」という言葉については、サン・フランシスコ講和会議(1951年9月)において、ダレス米代表がその演説において、日本が沖縄(その他第3条地域)について潜在主権(又は残存主権、原語は *residual sovereignty*)を保有する旨の発言を行ない、また、ヤンガー英代表が条約は同地域を日本の主権の外においてはいないと述べたほか、1957年の岸・アイゼンハワー共同声明、1960年に改訂された安保条約の附属合意書事録、1961年の池田・ケネディ共同声明等においてもうたわれている。

平和条約自体は潜在主権という言葉を用いていないが、日本が潜在主権を有することとは、平和条約の規定通り(第2条の朝鮮、台湾等の場合)は、すべて

の権利、権原及び請求権を放棄すると
あるのに、第3条の場合は、そうなつ
てはいない)からも明らかである。

（四）
（五）

(3) 財産権の問題

(1) 日本国の財産

（一）
（二） 桑港条約第3条の施政権に基づき管理して
いる。

○ ヘーグ陸戰法規に基づく措置ではない。

○ 領土の割譲でないので所有権は移転し
ていない。

現実上の措置として、最終的な払下げなど
行なつておらず具体的な場合に日本政府と協
議して措置している。

(2) 謂和発効前請求権と桑港条約第19条

○ 桑港条約第19条により放棄された。

○ 日本政府は見舞金として昭和32年10

億円を講和前補償獲得期成会に支払つた。

- 米側は1965年議会の合同決議で法律上責任はないとの前提の下に、2200万ドルまでの支出権限を与えた。

(4) 米軍の行為に基づく請求権の処理

（4）韓日、米韓にて、小笠原の領海

2 沖縄住民に対するわが国の立場

(1) 沖縄に居住する沖縄住民は日本国民であるので、かりにこれらの住民が米国から不当な取扱いを受けた場合には、わが国としてその是正を求めるため米国に外交上の申入れを行なうことができるることは、いうまでもない。

(2) 沖縄住民が第三国にある場合にはわが方と米国の外交保護権が競合するが、わが国が第一義的な保護の責任を引き受けることが、昭和41年5月の第9回日米協議委員会で合意されている。

3 船舶旗問題

沖縄船舶は、日章旗と同一デザインの旗と「琉球」を表示する三角旗とを併揚することとなつたところ、

(1) このような方式を採用した理由は、法律上も、

事实上もその活動の根拠を沖縄にのみ置いてい
る限り、それらの船舶について米国の施政権と
抵触せずにわが国が船舶権及び管理を行なうこ
とはできないから、公海条約（第5条第1項）
に成文化された一般國際法上「日本國旗」たる
日章旗を掲げるわけにはいかないからである。

(イ) 沖縄船舶旗の変更は、単に船舶旗の様式のみ
の変更であり、これを掲げる船舶自身の法的地位
にはなんらの変更もなく、当該船舶は従来同
様「沖縄船舶」たる法的地位を有する。

4.4 安保条約との関係

(イ) 日米安全保障条約第5条は、その適用地域を
「日本國の施政の下にある領域」としているの
で沖縄は除外される。

(ロ) ただし、同条約の合意譲事録で、(イ)沖縄に対
して武力攻撃が発生したり、又は、その脅威が

存在する場合には、同条約第4条のいわゆる臨時協議が日米間で行なわれることになつており、また、向沖縄に対して現実に武力攻撃が発生した場合には、日本政府は、「島民の福祉のためにとることのできる措置」につき、米国と検討すること、及び、米国政府は、「日本國政府と直ちに協議し、また、これらの諸島の防衛のため必要な措置を執り、かつ、島民の福祉を確保するため全力を尽くすこととなつてゐる。

(4) いまのように施政権をアメリカが掌握している限り、憲法論、条約論、自衛隊法等により自衛権の発動、自衛隊の出動はできないことは当然であるとの立場をとつてゐる。（昭41.3/6 参院予算委、佐藤總理答弁参照）

II 沖縄の将来に関する主な法的問題点

1 施政権返還の方法について

施政権の返還は米国の方的放棄のみでよい。

米国は「連合國に対して」沖縄に施政権を行使する「義務」を負つてはおらず他方、わが國は「潛在主権」を有する。したがつて、米国の方的放棄によりわが國の施政権は当然に回復される。

もつとも、このことは、当然のことながら、施政権の返還に伴う種々の問題についてその処理を明確にするための協定を締結することを排除するものではない。奄美群島及び小笠原に関する日米協定はその例である。

(注) 奄美群島に関する日米間の協定(1953年1月)第一条、南方諸島に関する日米間の協定(1968年4月5日)第一条
(要旨)

- (イ) 米国は、(奄美群島)(小笠原)に關し、平和條約第3条に基づくすべての権利及び利益を日本國のために放棄する。
- (ロ) 日本国は、(奄美群島)(小笠原)の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

2、沖縄返還と米国が結結している集団安全保障条約との関係

(1) 条約の規定

米韓：行政的管理の下にある領域における
締約国に対する太平洋における武力攻撃（第3条）

米華：西太平洋地域においていずれか一方の領域に対して行なわれる武力攻撃（第5条）

領域とは中國については台湾及び澎

潮流島をいい米国についてはその管
理下にある西太平洋の諸島をいう（
第6条）

米比：太平洋地域における締約国に対する
武力攻撃（第4条）

太平洋地域にある締約国の管理下の
島又は軍隊、公船、航空機を含む（第
5条）

アンザス：
米豪、新西蘭

太平洋地域における当事国に対する
武力攻撃（第4条）

太平洋における当事国の管轄下にある
島又は軍隊、公船、航空機を含む（第
5条）

S E A T O :

緬、仏、新西蘭、
パキスタン、比、
タイ、英、米

締約国又は指定される國、領域（カ
ンボディア、ラオス、南ヴィエトナ
ム）に対する條約区域における武力
攻撃による侵略（第4条）

条約地域とは東南アジア及び北緯21
度30分以北を除く西南太平洋の全
般地域（第8条）

(2) 沖縄返還との関係

(1) 米韓、米華条約上は「行政的管理下にある
領域」「管轄権の下にある西太平洋の諸島」
ではなくなる。また両条約は「軍隊、公船、
航空機」に関する規定なし。したがつて、両
条約も沖縄との関係は消滅する。

(注) 米韓の「現在及び将来管轄権の下に
うんぬん」は、将来韓国の行政的管理
権が合法的に実現されると想定して入
れたのであり、そこで対比語として現
在、「、「、「」が入つたものでその後管
理下から外れた地域を含むものとは解
されない。

(4) 米比、アンザス条約上は「管轄下にある島」
ではなくなるが「軍隊、公船、航空機」規定
があるので在沖縄米軍、在本土米軍に対する
武力攻撃は条約発効原因となる。

(4) S B A T O

関係なきこと復帰前と同様



44.12.26

馬鹿と見ゆるは
修じべきもの。

(3) 財産権の問題

(1) 日本国の財産

(a) 占領中

米軍政府布告第7号（1945年占領と同時に発出）により所属が変更（VEST）された。

しかしながら、1950年12月5日付け琉球列島米国民政府に関する極東軍総司令部指令により、その所有権（title）は、平和条約発効時まで「引き続き」日本国にあることが認められた。同趣旨のことは、平和条約発効直後の1952年4月30日付けの極東軍総司令部指令においても明記されている。

(b) 平和条約発効後

桑港条約第3条の施政権に基づき日本国有財産を米国が管理している。（注）

（注）奄美群島所在の国有財産については、昭和28年12月25日の返還協定により無償で日本国に返還された。（第3条5）

現実上の措置としては、最終的な払下げなど行なつておらず、具体的な場合に日本政府と協議して措置している（注）。

（注） 実際問題としては、米国が一方的に処分したものも皆無ではない模様である。

(b) 私有財産

(a) 占領中

国有財産とともに、上記⑴の布告第7号により所属が変更されたが、その大部分については、1948年4月7日の指令により返還された。

(b) 請和発効前私的請求権

- 桑港条約第19条により放棄された。
- 日本政府は、見舞金として昭和32年5月に10億円を請和前補償獲得期成会に支払った（注）。

（注） ただし、本件に関する昭和32年5月2日の閣議決定により、上記支払は、國の債務として取り扱われている。

○ 米側は、法的責任の問題としてではなく、

(注) 1965年10月の支出額限法に基づき、2104万ドルが予算に掲上された。(実際の支出額については調査中)

(注) 支払対象は、人的損害については、1945年8月15日以降1952年4月28日(平和条約発効前日)まで、物的損害については、1945年8月15日以降1950年7月1日までのもの

(c) 平和条約発効後

(d) 米軍の行為に基づく請求権の処理

(a) 占領中

上記(c)を参照

(b) 平和条約発効後

(実情調査中)

(e) 韓国・ミクロネシア・小笠原との関係

(a) 韓国

- 1945年12月6日付け軍令第33号に基づき国有・私有財産共V.E.S.T(没収として国会に説明)
- 1948年9月11日署名の米韓協定により、V.E.S.Tされた日本財産は韓国に移転した。
- 日本は、平和条約第44条により、上記の米國の措置の効力を承認した。
- 両国間の最終的処理については、日韓財産請求権協定第2条参照(国内法制定)

(b) ミクロネシア

- 1944年の米軍布告第5号及び第8号に基づき国有・私有財産共V.E.S.T(没収として国会に説明)(注)

(注) 上記布告第8号は、沖縄占領時に発出された布告第7号と同一内容、ただし、沖縄の場合は、私有財産の大部分については、(回)のとおり返還され、国有財産については、(イ)回

のとおり、所有権が引き戻し日本國にあることが認められた点が異なる。

○ 平和条約第44条による效力の承認について
ては韓國の場合と同様

○ 兩国間の最終的処理についてはミクロネシア協定第3条及び同条に関する交換公文参照
(國內法不制定)

(4) 小笠原

○ 1947年4月11日付け米軍中間指令に
徴すれば、国有・私有財産とも一旦はV.I.S.T.
されていたものと解される(注)。

(注) 当初のV.I.S.T.の根拠布告は不明
であるが、^{上記指合は}ミクロネシアに対しても
適用されているところから、当初の
V.I.S.T.の内容は、ミクロネシアと
同じであつたと推測される。

○ 国有財産は、1968年6月26日発効の
返還協定により無償で返還された。

○ 小笠原の場合は、沖縄におけるごく、私

有財産の返還あるいは国有財産の所有権
(title)の日本国への残存を明示する文書は
存在しないが、事実上類似の措置がとられた
と解される。(小笠原返還協定第5条3参照)

(注)

(注) 1961年6月8日付け交換公文
に基づき米国政府が600万ドルの
見舞金支払を行なつた際、私有財産
の所有権は日本側に残つてゐること
を前提としている。